

指定有害動植物の見直しについて

植物防疫法では、① 有害動植物であって、国内における分布が局地的でなく、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものを農林水産大臣が指定することとされており、それらの指定された有害動植物を「指定有害動植物」という。(法第 22 条)、②さらにそれら指定有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、農林水産大臣は、指定有害動植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての指定有害動植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業を行うこととされており、その事業を発生予察事業という(法第 2 条第 4 項及び第 23 条第 1 項)。

なお、指定有害動植物は上記のとおり国内防除上重要な有害動植物であり、輸入検疫における検疫対象有害動植物とは異なるものであるが、病害虫の重要度を理解するうえで不可欠なものであるため植物検疫関係者もその内容を熟知しておくことが必要であることはいうまでもない。また、農産物の輸出を考える上では、日本国内の重要病害虫とその防除状況は輸出先国における日本産農産物の検疫に深く関わるものであることに留意する必要がある。

今回の発生予察事業の対象となる指定有害動植物について、平成 12 年 4 月以降約 16 年振りに指定有害動植物の見直しを行うこととした。

今回の見直しに当たっては以下の指標を用いてリスク評価を実施し、その結果に基づいたものとされている。

リスク評価の指標

(指定有害動植物の見直し検討会(平成 27 年 11 月 2 日開催)の資料による。)

- (1) 国内における分布が局地的でないもの
 - ① 発生状況の報告がある都道府県数
 - ② 全国の発生面積率・被害面積率
- (2) 急激にまん延するもの
 - ① 増殖度(気象条件等による増殖速度)

- ② 拡散性(【害虫】長距離移動性、【病気】孢子、風雨、種子等による伝搬性)
- (3) 農作物に重大な損害を与える傾向があるもの
 - ① 加害度(減収又は品質の低下を及ぼす程度)
 - ② 防除の困難性
 - ③ 農業者及び関係機関からの発生予察情報の注目度
 - ④ 国の施策上重要な農作物への被害の有無(野菜生産出荷安定法、果樹農業振興特別措置法、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、お茶の振興に関する法律、花きの振興に関する法律、食料・農業・農村基本計画)

改正案の内容

リスク評価結果に基づき新たに指定有害動植物に追加する動植物、指定有害動植物から削除する動植物及び被害を及ぼす作物に変更がある指定有害動植物の案は以下の通りである(平成 28 年 2 月 10 日公示パブリックコメントによる。)

- 1. 新たに指定有害動植物に追加する動植物
 - ・いちご、かき、きく、きゅうり、たまねぎ、なす、ねぎのアザミウマ類
 - ・オオタバコガ
 - ・かきのカイガラムシ類
 - ・果樹カメムシ類
 - ・きゅうり及びトマトのコナジラミ類
 - ・シロイチモジヨトウ
 - ・茶のチャノホソガ
 - ・いねのフタオビコヤガ
 - ・さとうきびのメイチュウ類
 - ・ヨトウガ
 - ・いねの稲こうじ病菌
 - ・いちごのうどんこ病菌
 - ・ぶどうの晩腐病菌
 - ・キウイフルーツのかいよう病菌
 - ・きゅうりの褐斑病菌
 - ・てん菜の褐斑病菌
 - ・りんごの黒星病菌
 - ・ねぎの黒斑病菌
 - ・いねの縞葉枯病ウイルス
 - ・たまねぎの白色疫病菌
 - ・てん菜の西部萎黄病ウイルス

<ul style="list-style-type: none"> いちごの炭疽病菌 かきの炭疽病菌 おうとうの灰星病菌 いねのばか苗病菌 トマトの葉かび病菌 たまねぎ及びねぎのべと病菌 いねのもみ枯細菌病菌 <p>2. 指定有害動植物から削除する動植物</p> <ul style="list-style-type: none"> かき、かんきつ、キウイフルーツ、なし、びわ及びもものカメムシ類 <p>3. 被害を及ぼす作物に変更がある指定有害動植物</p> <ul style="list-style-type: none"> いちご、<u>かんきつ</u>、きく、キャベツ、きゅうり、<u>さといも</u>、すいか、だいこん、大豆、<u>たまねぎ</u>、トマト、<u>なし</u>、<u>なす</u>、<u>にんじん</u>、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタスのアブラムシ類
--

<ul style="list-style-type: none"> すもも、なし、もも及びりんごのシンクイムシ類 <u>いちご</u>、おうとう、<u>かき</u>、<u>かんきつ</u>、茶、なし、<u>なす</u>、もも及びりんごのハダニ類 かき、かんきつ、茶、なし、ぶどう、もも及びりんごのハマキムシ類 たまねぎ及びねぎのさび病菌 いちご、きゅうり、トマト、なす、ぶどう及びレタスの灰色かび病菌

今後のスケジュール

2 月 10 日公示、3 月 10 日意見・情報受付締め切りでパブリックコメント手続きが進められておりその結果を踏まえて早ければ 27 年度内にも最終決定されることが予定されている。

プラムボックスウイルスの緊急防除区域の変更

農林水産省は、平成 27 年度ウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会（第 1 回、平成 27 年 10 月 16 日開催）で得られた専門家の意見を踏まえ、「プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令(平成 22 年農林水産省令第 4 号)」の改正等を行うこととした。平成 28 年 2 月 5 日付で関係省令の改正等が行われ、平成 28 年 3 月 6 日施行により以下のとおり

緊急防除区域が変更された。連続して 3 年間感染植物が確認されなかった地域の指定が解除された一方、平成 27 年度の調査結果を踏まえて新たに愛知県一宮市、江南市、大口町、扶桑町および大阪府河内長野市の 5 市町が緊急防除の対象区域に追加指定された。

なお、緊急防除の期間は平成 22 年 2 月 20 日から平成 33 年 3 月 31 日までである。

【緊急防除区域から除外された区域】

東京都	昭島市	昭和町
	八王子市	犬目町、丹木町、中野上町、中野町、榎原町
	福生市	牛浜
	奥多摩町	大丹波
兵庫県	伊丹市	中村、東桑津
	宝塚市	雲雀丘

【新たに緊急防除区域に追加された区域】

愛知県	一宮市	浅井町江森、浅井町大日比野、浅井町尾関、浅井町河端、浅井町小日比野、浅井町西浅井、浅井町西海戸、浅井町東浅井、浅井町前野、瀬部
	犬山市	大山(※5)、上坂町、上野、上野新町、郷西、木津、天神町、中山町、羽黒(※7)、羽黒菊川、羽黒新田、羽黒高橋、羽黒成海西、羽黒成海南、橋爪(※8)、橋爪東 ※5 県道27号線との交点以西の県道183号線、その交点から県道186号線との交点までの県道27号線及びその交点以东の県道186号線以南の地域に限る。 ※7 新郷瀬川以西の地域に限る。 ※8 一般国道41号線以北の地域に限る。
	江南市	河野町
	大口町	大字河北、河北、仲沖
	扶桑町	全域
	大阪府	河内長野市
富田林市		須賀

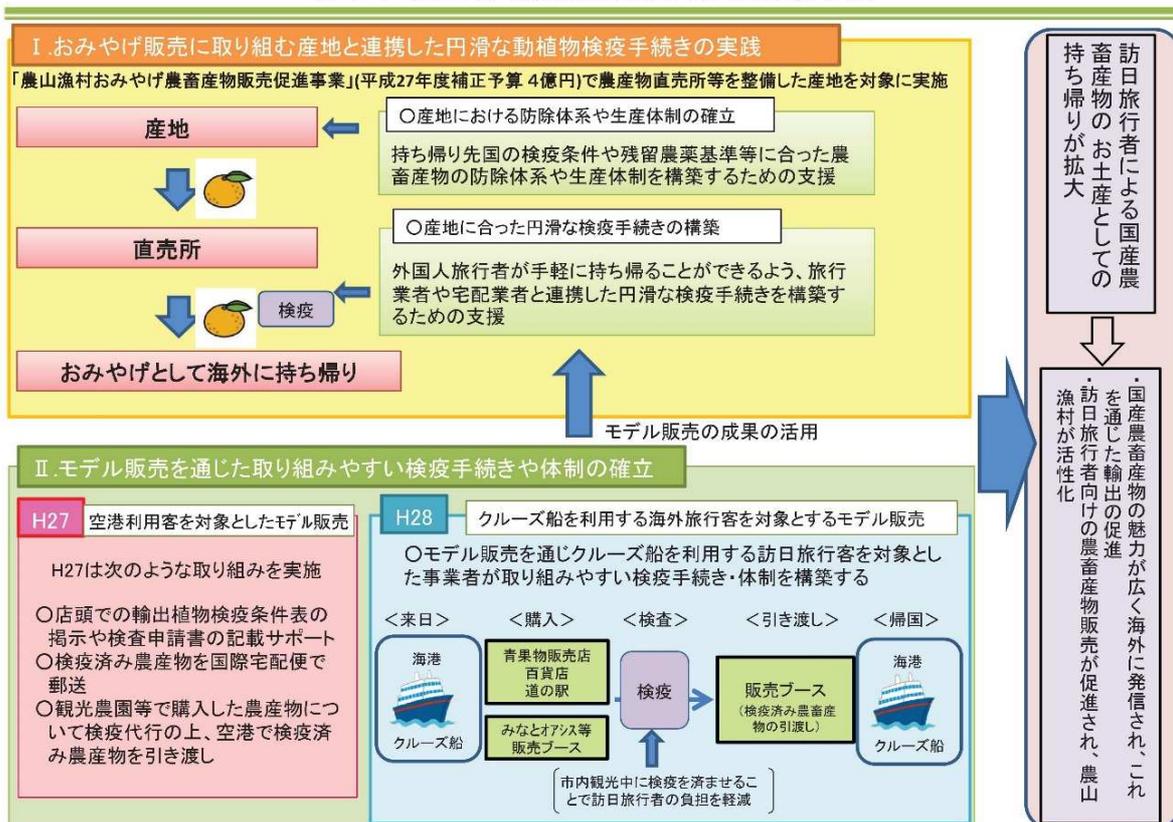
おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業の拡充について

おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業は訪日外国人旅行者が、直売所などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地等で円滑に受け取ることができるような体制を整備することにより、我が国農畜産物のお土産としての持ち帰りを拡大することを目的として平成 27 年度から実施されている農水省消費・安全局の事業である。平成 28 年度においては前年度 1,500 万円の予算を 4,500 万円に増額し、①おみやげ販売に取り組む産地における円滑な動植物検疫手続きの実践および②モデル販売を通じた事業者等が取り組みやすい検疫

手続きや体制の確立の二項目の事業を実施しようというものである。事業実施主体として民間団体が予定されており、前年度においては（一社）ジャパンショッピングツーリズム協会が主体となって福岡県産いちごの輸出での取り組みが実施されている。この事業は動植物検疫に関わる事業であることから、植物検疫関係団体の参加が期待されているところである。

本事業の概要については以下の農水省資料を参照されたい。

おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業



※ 農林水産省ホームページから引用

植物防疫所 28 年度組織改変等

平成 28 年度においては、ペストリスク分析関連の組織体制の強化が図られることとなり、横浜植物防疫所に新たに「情報分析担当」、「リスク評価担当」

および「リスク管理措置担当」からなるリスク分析部が設置される。

また、大阪支所に「輸入検疫担当」および「輸出及

び国内検疫担当」が新たに設置されるとともに関西空港支所に T3 旅客担当が設置され検疫体制の強化が図られる。

他方、業務の実態等を考慮し、敦賀、舞鶴、和歌山、姫路、岩国、および鹿児島空港の6出張所の廃止

が決定され、今後は近隣の官署により業務が処理されることとなった。

なお、植物防疫所の定員については9名の増が認められている。

～ 最近の農水省の動き ～

- ・台湾産ポンカンの生果実からミカンコミバエが発見されたことについて（平成 28 年 1 月 18 日付け 27 消安第 5141 号：消・安局植物防疫課長通知）
- ・タイ産マンゴウの品種追加に関する公聴会開催（平成 28 年 1 月 26 日）
- ・「特定個人情報の漏洩その他の特定個人情報の安全確保に係る重大な事態報告に関する規則」及び「事業者における特定個人情報の漏洩事案等が発生した場合の対応について」の周知及び広報等について（平成 28 年 2 月 2 日付け 27 消安第 5328 号：消費・安全局長通知）
- ・タイ産マンゴウの生果実の輸入解禁品種の追加に係る植物検疫実施細則の一部改正について（平成 28 年 2 月 24 日付け 27 消安第 5557 号：消費・安全局長通知）
- ・平成 28 年度おみやげ農畜産物検疫受検円滑化事業の公募について（平成 28 年 2 月 26 日農林水産省ホームページ掲載：本誌 3 頁参照）
- ・種馬鈴しょ検疫規程の一部改正に関する公聴会開催（平成 28 年 3 月 2 日）
- ・植物防疫法施行規則の一部改正（指定有害動植物）に関するパブリックコメント募集（平成 28 年 3 月 10 日締切）（本誌 1 頁参照）
- ・植物防疫法施行規則改正等（植物検疫措置等の見直し：第 4 次改正）に関する公聴会開催（平成 28 年 3 月 29 日）

（一社）全国植物検疫協会の新しい出版物のお知らせ

全植検協では、輸出用木材こん包材の消毒証明事業を全植検協が定める「輸出用木材こん包材に関する認定・登録業務実施細則」及び「輸出用木材こん包材等消毒証明書発給業務実施細則」に基づき実施しています。

今般、当該細則について、関係者の各種ニーズに応えること及び「輸出用木材こん包材消毒実施要領」（平成 15 年 10 月 16 日消安第 2489 号）との調和をより図ること等の観点から修正を行ったところです。これに併せて当協会が発刊している「輸出用木材こん包材の消毒証明マニュアル」についても内容を刷新して、平成 28 年版を発刊したところです。

当該マニュアルは、輸出用木材こん包材に係る制度や手続き等を詳しく解説していますので、関係する皆様のお役に立つものと思慮します。この機会に、是非ともご購入いただき、ご活用ください。ご案内申し上げます。

A4 版 169 ページ
頒布価格 2,700 円
（本体 2,500 円＋税、送料別）



~~~~~ 事務局 便 り ~~~~~

【今後の行事予定】

平成 28 年 4 月 25 日（月）事業及び会計監査

平成 28 年 5 月中旬（予定）第 13 回理事会（書面決議）

平成 28 年 6 月 15 日（水）第 14 回理事会（ホテルラングウッド、14 時～）及び第 5 回定時社員総会（同、15 時～）